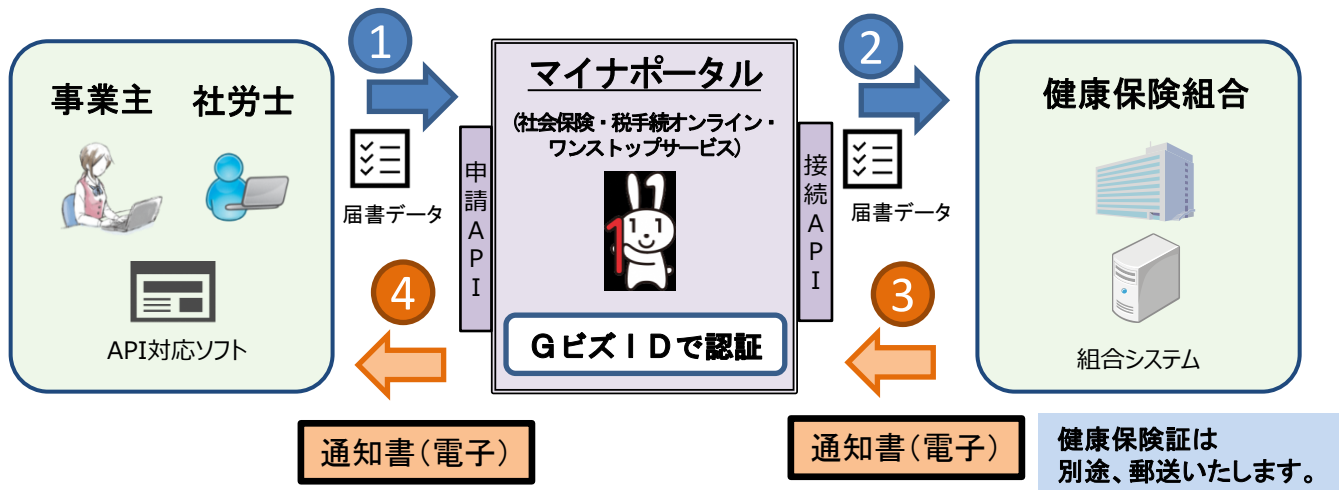


事業主様へ

11月から運用を開始する電子申請の仕組みについて

2020年11月から、適用関係の5届（※1）について、インターネットを経由した電子申請の受付を開始する旨ご案内しているところですが、今回は、当組合の電子申請の仕組みについてご説明いたします。

【（※1） 5届：算定基礎届、月額変更届、賞与支払届、資格取得届、資格喪失届】



【APIとは】「Application Programming Interface」の略語であり、ソフトウェアの機能を共有する仕組みです。

◇ 事業主のみなさまは、申請APIと連携する**人事・給与システム**を利用して、電子申請を行います。（図 ①）

- ☞ 当組合へは、日本年金機構の届書作成プログラムから直接申請することはできません。また、e-Govを経由することもできません。
- ☞ 手続の詳細は人事・給与システム毎に異なりますので、ご利用の給与システムベンダー（ご利用の給与ソフト作成会社）にお問い合わせください。
- ☞ 事業所において独自に人事給与システムを構築されている場合は、仕様書を入手の上、ご対応をおねがいします。（申請APIと連携するための仕様書については、内閣府HPで入手申請ができます。）
- ☞ 適用関係の3届（算定基礎届、月額変更届、賞与支払届）が義務化となる資本金が1億円超の法人でシステムが間に合わず電子申請ができない場合は、下記、お問い合わせ先までご連絡下さい。

◇ 健康保険組合には、マイナポータルを利用して届出が送信されます。（図 ②）

◇ 健康保険組合から、マイナポータルを利用して通知書が送信されます。（図 ③）

◇ 事業主のみなさまは、この環境から決定通知書を受理してください。（図 ④）
※決定通知書は必ず保存してください。

◇ 事業主のみなさまが電子申請される際は、法人共通認証基盤による資格情報確認により申請者の確認を行いますので、事前にGビズIDの取得をおねがいします。

ポイント

申請APIとの連携は、ご利用の人事給与システムの環境に依存します。
電子申請が可能かどうかについては、給与ソフト作成会社にご確認下さい。